

坂戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)平成29年 度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 30年度	101,214	29,935,333	962,196	4,447,126	14.9	15.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

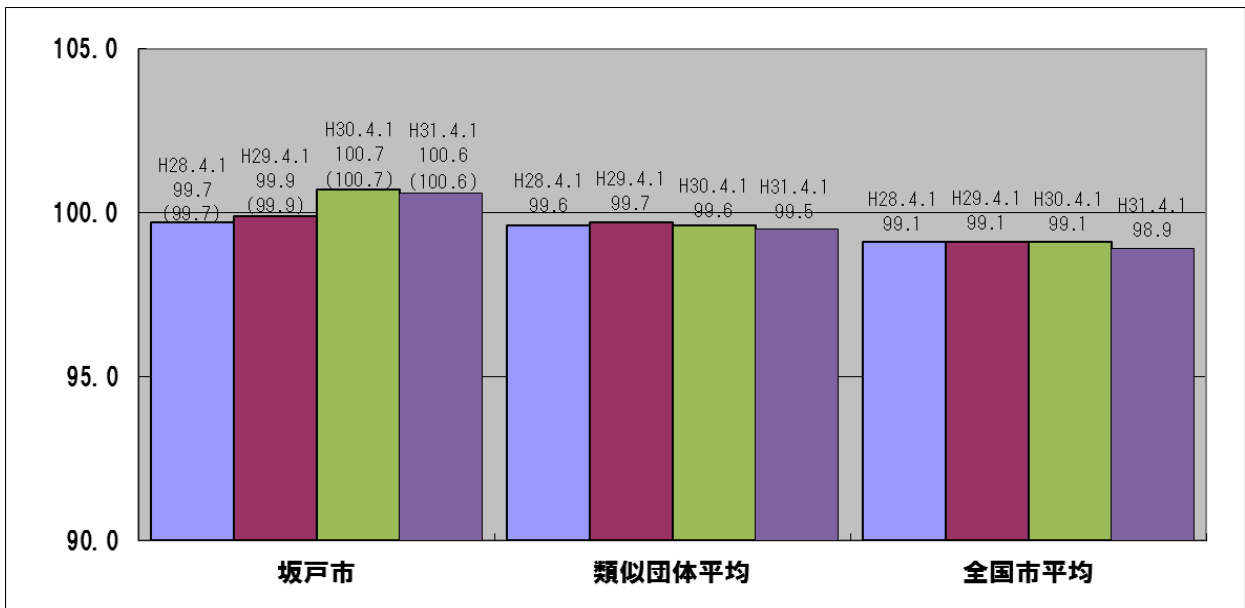
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 30年度	526	1,884,581	454,169	800,638	3,139,388	5,968	6,426

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出します。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し [**実施** 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.35%引下げ。

若年層については、据置き。高齢層については、最大6.2%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表は、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準10%に対し、坂戸市においても10%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は5%、給与改定後は平成27年4月に遡及し7%、平成28年4月1日から10%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	3%	5%	7%	10%	10%	10%	10%
坂戸市の支給割合	3%	5%	7%	10%	10%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
坂戸市	40.7歳	301,500円	389,089円	361,190円
埼玉県	42.4歳	320,608円	419,166円	374,918円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	42.3歳	319,252円	415,881円	370,239円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
坂 戸 市	50.6 歳	9 人	346,700 円	426,322 円	397,533 円
うち清掃職員	50.5 歳	5 人	367,900 円	453,860 円	422,080 円
うち自動車運転手	55.3 歳	(5 人未満)	326,900 円	399,567 円	367,467 円
埼玉県	55.8 歳	228 人	350,412 円	412,602 円	396,600 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
類似団体	51.3 歳	41 人	330,037 円	393,812 円	368,857 円

区 分	民 間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
坂 戸 市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	45.9 歳	296,600 円	1.53
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	61.6 歳	212,500 円	1.88
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
坂 戸 市	6,865,864 円	—	—
うち清掃職員	7,387,020 円	4,102,900 円	1.80
うち自動車運転手	6,300,504 円	2,737,900 円	2.30

※民間データとして使用している賃金構造基本統計調査の内容は、本市の技能職員と雇用形態等の諸条件が大きく異なることから、給与を単純比較することはできません。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 28～30 年の 3 ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
坂戸市	46.2 歳	355,779 円	449,736 円
埼玉県	40.5 歳	342,216 円	411,025 円
類似団体	40.6 歳	309,599 円	363,601 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		坂戸市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	158,300 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	158,300 円	155,500 円	—

(注) 坂戸市における技能労務職については、職種と採用時の年齢により初任給を決定するため、一般的な額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	280,244 円	363,260 円	382,400 円	411,033 円
	高校卒	—	297,500 円	369,400 円	380,160 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

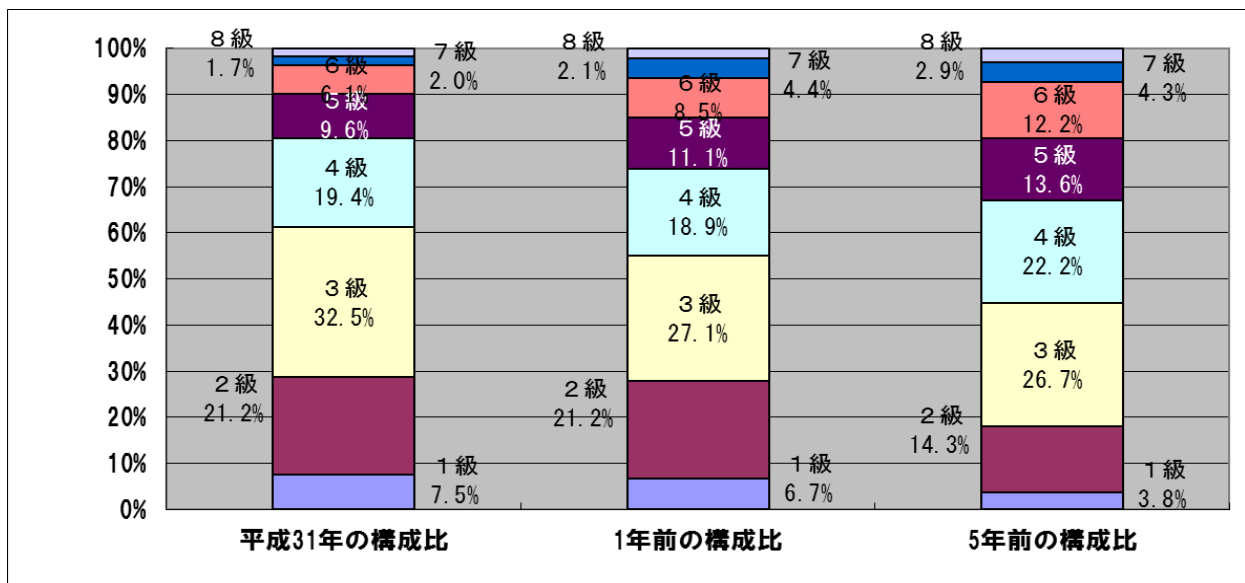
(注) 各経験年数に該当する職員がいない場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

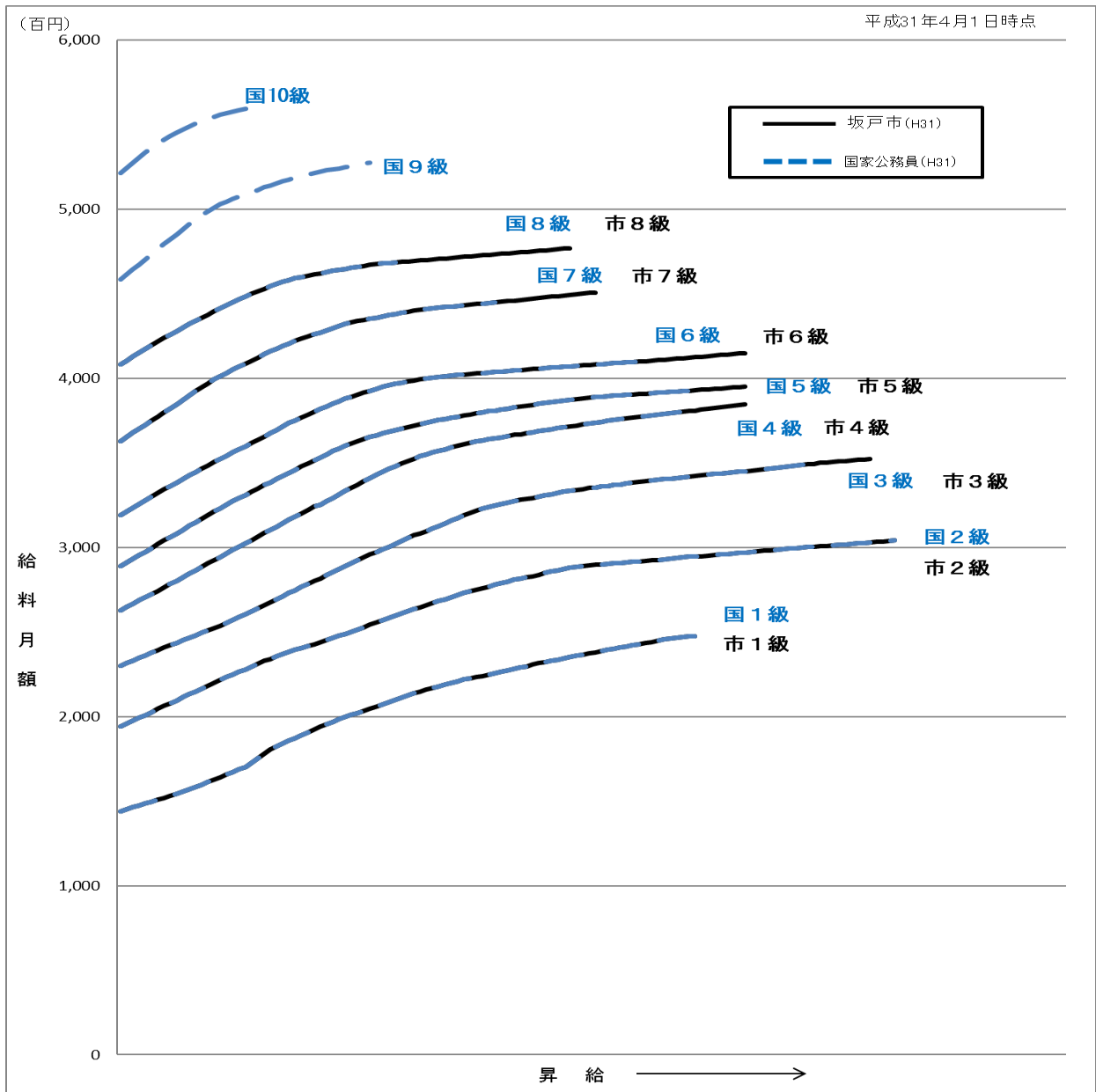
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補	29 人	7.4 %	144,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	86	21.8	194,000	304,200
3 級	主任	112	28.4	230,000	352,400
4 級	係長	67	17.0	263,000	384,800
5 級	課長補佐	37	9.4	288,900	395,000
6 級	課長、副課長	40	10.2	319,200	415,000
7 級	次長	11	2.8	362,900	450,900
8 級	部長	12	3.0	408,100	477,000

(注) 1 坂戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（坂戸市）

平成 31 年 4 月 2 日から 令和 2 年 4 月 1 日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

坂戸市	埼玉県	国
(平成30年度) 1人あたり平均支給額 1,587千円	(平成30年度) 1人あたり平均支給額 1,749千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（坂戸市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

坂戸市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2~45%） 1人あたり平均支給額 (自己都合) (応募認定・定年) 10,407千円 21,808千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2~45%）

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成30年度に退職した職員（全職種）に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 30 年度決算)		200,666 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 30 年度決算)		381,494 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
坂戸市	10%	526 人	10%

(4) 特殊勤務手当 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 30 年度決算)		4,152 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 30 年度決算)		64,875 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 30 年度)		12.2%		
手当の種類 (手当数)		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 30 年度決算)	左記職員に対する支給単価
① 税務事務手当	収税事務担当職員	臨宅により市税の徴収の業務及び滞納処分の業務に従事したとき	33 千円	日額 220 円
② 社会福祉業務手当	福祉関係職員	福祉事務所に勤務し、福祉に関する現業を行なう職員及び指導監督を行なう職員がその業務に従事したとき、並びに在宅のねたきり老人及び心身障害者等の生活に直接必要な家事、介護又は助言等の奉仕的業務に専ら従事する職員が当該業務に従事したとき	876 千円	月額 3,500 円
③ 防疫作業手当	保健衛生及び防疫関係職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、職員が感染症若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の調査又は処理作業に従事したとき、又は感染症の病原体を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	—	日額 500 円
④ 保育手当	保育士	保育士が乳幼児の保育業務に従事したとき	3,087 千円	月額 3,500 円

⑤ 用地交渉手当	道路、区画整理関係職員等	本務の場所を離れて、公共用地の取得に関する事業、土地区画整理その他これに類する事業又はこれら事業に関連する事業に必要な土地の取得、補償又は換地のために行う交渉業務に従事したとき	72 千円	日額 220 円
⑥ 保健指導業務手当	保健師	保健師が結核患者の家庭を訪問して患者の療養指導の業務に従事したとき	—	日額 220 円
⑦ 行旅死亡人等取扱手当	福祉関係職員	行旅死亡人の処置又は行旅病人の援護の業務に従事したとき	—	1 回 1,000 円
⑧ 廃棄物処理施設技術管理者業務手当	廃棄物処理施設関係職員	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、技術管理者としてその業務に従事したとき	84 千円	月額 3,500 円
⑨ 電気主任技術者業務手当	廃棄物処理施設関係職員等	電気主任技術者として高圧受電、変電施設等の保守管理の業務に従事したとき	—	月額 3,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成 30 年度決算）	66,353 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）	241,284 円
支給実績（平成 29 年度決算）	70,217 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）	230,977 円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 30 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 42,514	円 233,593
住居手当	①自ら居住するための住居を借り、月額 12,000 円以上の家賃を支払っている職員 ②所有する住宅に居住している職員で世帯主	異	持ち家の手当額 国 無 市 5,500 円	39,950	168,565

初任給調整手当	医師に対し、採用後の期間に応じ 216,000 円を超えない範囲内で支給	同		0	0
通勤手当	片道 2km 以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		23,436	62,831
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	異	1 回につき 5,000 円 1/1 及び 12/31 8,600 円 1/2 及び 12/30 8,300 円 1/3 及び 12/29 8,100 円	1,250	5,165
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、職位に基づき定額を支給	同		75,889	562,141
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合、②災害の対処等の臨時・緊急の必要により平日の深夜に勤務した場合に支給	同		74	2,960

5 特別職の報酬等の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	925,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 516,000 円
	副市長	783,000 円	880,000 円 / 481,000 円
報酬	議長	471,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副議長	413,000 円	670,000 円 / 390,000 円
	議員	390,000 円	620,000 円 / 370,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成 30 年度支給割合) 4.45 月分	
	議長 副議長 議員	(平成 30 年度支給割合) 4.45 月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.4025=17,871,000 円 給料月額×在職月数×0.2415= 9,076,536 円	(1 期の手当額) (支給時期) 任期ごと 任期ごと

※ 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

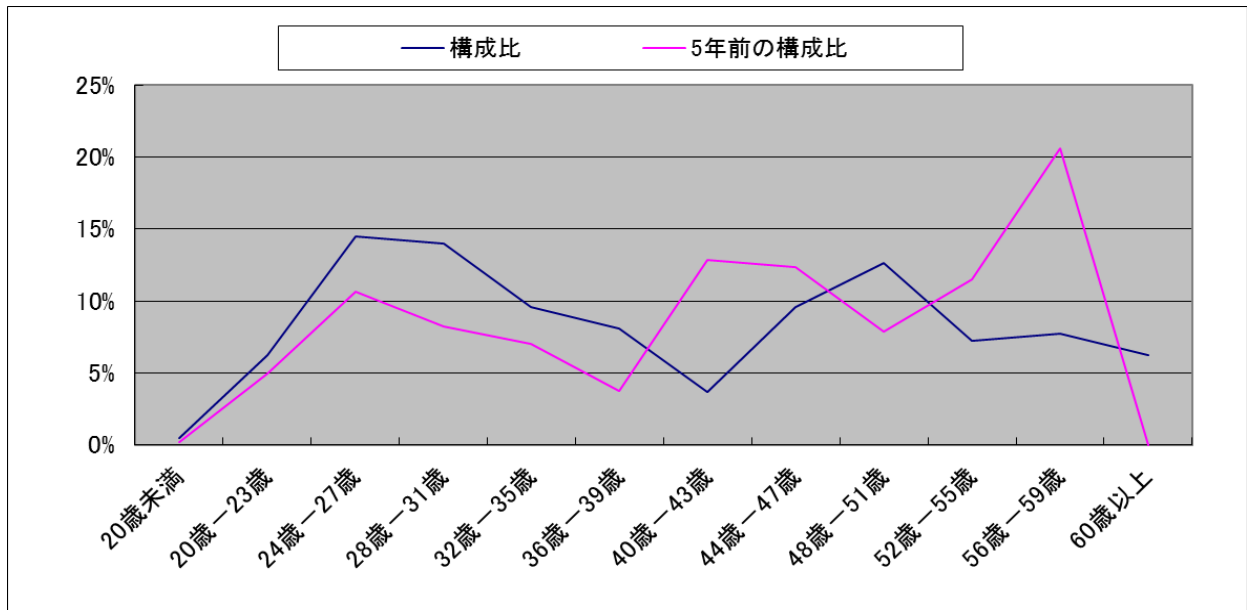
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成 30 年	平成 31 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総務企画	126	138	12	業務増に伴う増員
		税 務	42	42	0	
		民 生	132	130	△ 2	事務執行体制の効率化に伴う減員
		衛 生	53	55	2	業務増に伴う増員
		労 働	2	2	0	
		農林水産	14	15	1	業務増に伴う増員
		商 工	6	7	1	業務増に伴う増員
		土 木	50	54	4	業務増に伴う増員
	小 計	431	449	18	<参考> 人口1万当たり職員数 44.36人 (類似団体の人口1万当たりの職員 数 45.60人)	
	教 育 部 門	95	95	0		
	小 計	526	544	18	<参考> 人口1万当たり職員数 53.75人 (類似団体の人口1万当たりの職員 数 60.00人)	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	国保事業	15	14	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		その他	35	36	1	業務増に伴う増員
		小 計	50	50	0	
合 計			576 〔669〕	594 〔669〕	18 〔0〕	<参考> 人口1万当たり職員数 58.69人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 〔 〕内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	37	86	83	57	48	22	57	75	43	46	37 (再任用)	594

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	459	439	438	429	431	449	△ 10 (△2.2%)
教 育	85	93	93	96	95	95	10 (11.8%)
普通会計 計	544	532	531	525	526	544	0 (0.0%)
公営企業等 会計 計	40	41	43	51	50	50	10 (25.0%)
総合計	584	573	574	576	576	594	10 (1.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。